

(空き家を売りたい・貸したい方向け：希望者用)

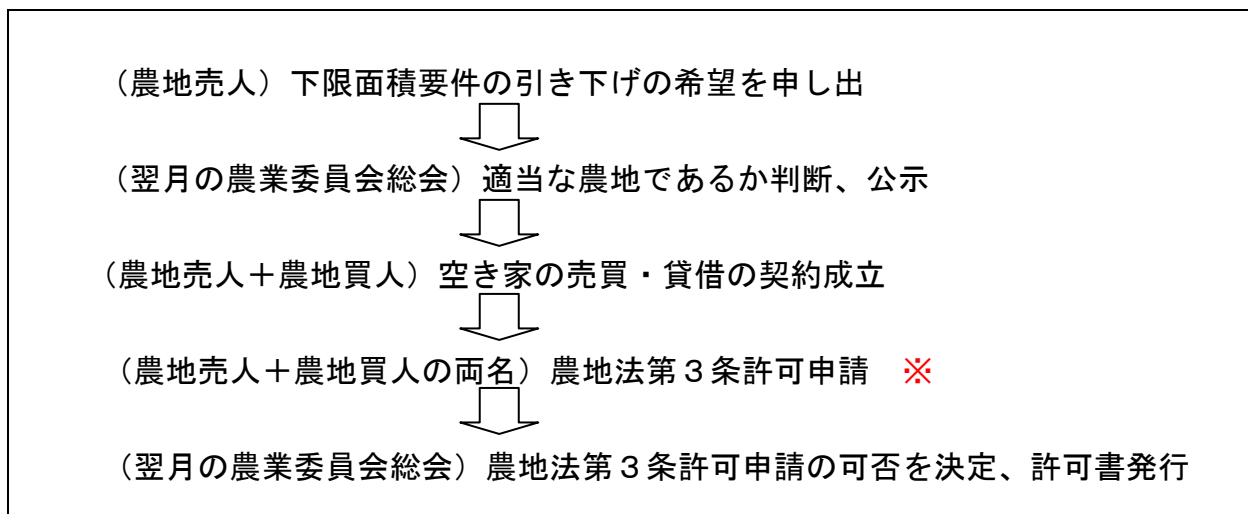
～空き家付き農地の下限面積引き下げ（1アール）を希望される方へ～

この度は、下限面積要件の引き下げ（1アール）についてご検討いただき、ありがとうございます。

下限面積の引き下げについて、大台町農業委員会は、

「空き家取得時に付随する農地であって、農地法施行規則第17条第2項の各号に該当し、かつ同法施行規則第18条により公示する区域」に適用します。

具体的な手続きは、以下の流れとなります。



※ご注意！農地法第3条の要件は、「下限面積要件」だけではありません！

農地法第3条による許可を受けるためには、農地を買う方が、次のすべてを満たす必要があります。

- ① 耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
→この要件が1アールまで引き下げられます。
- ② 所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ③ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ④ 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

詳しくは、大台町役場産業課（82-3786）までお問い合わせください。